

平成 18 年 6 月 14 日

食品産業センター会員各位

財団法人 食品産業センター

平成 18 年 5 月 29 日より「食品中に残留する農薬等に関するいわゆるポジティブリスト制度」が施行されました。
平成 18 年 4 月に本制度の円滑な導入を図るために、本制度に対する当センターの基本的な考え方および留意事項をお知らせいたしました。

本制度施行前に、関係各省より「ポジティブリスト制度について Q & A」、「新たな残留基準制度（ポジティブリスト制度）関連 Q & A」等が通知・提示されました。

また、本制度施行後に、都道府県等の監視指導に関して厚生労働省（監視安全課）から都道府県等の衛生主管部局に「食品に残留する農薬等の監視指導に係わる留意事項について」が、農作物に関連した追加 Q & A が農林水産省消費・安全局および厚生労働省食品安全部から通知・提示されましたことを会員団体・企業に御案内したところであります。

食品産業界において本制度の適切な運用を図るために、少しでもお役に立てるよう、当センターにて本制度のポイントを図説した資料を作成致しましたので御案内申し上げます。

「食品中に残留する農薬等に関するい
わゆるポジティブリスト制度」の
円滑な運営のために

財団法人 食品産業センター

平成18年6月

「食品中に残存する農薬等のポジティブリスト制度に関する留意事項」

要旨

平成18年4月

財団法人 食品産業センター

農薬等は適正に使用が管理されていれば基準を超えることがないことから、第一義的には生産者が安全性を担保する義務がありますが、製造・加工に当たっては食品衛生法に適合した原材料を使用することとされていることから、**法令順守に努めてください。**

**本制度は、リストに掲載される全ての農薬等
について検査・分析を義務づけるものでは
ありません。**

検査・分析は、必要に応じて農薬等の使用が適正である
ことをモニタリングするために行うものです。

**原材料生産地における使用実態等の
情報収集に努める。**

食品製造業者・流通業者は、原材料や生産工程に関する
適正な情報入手に努めてください。

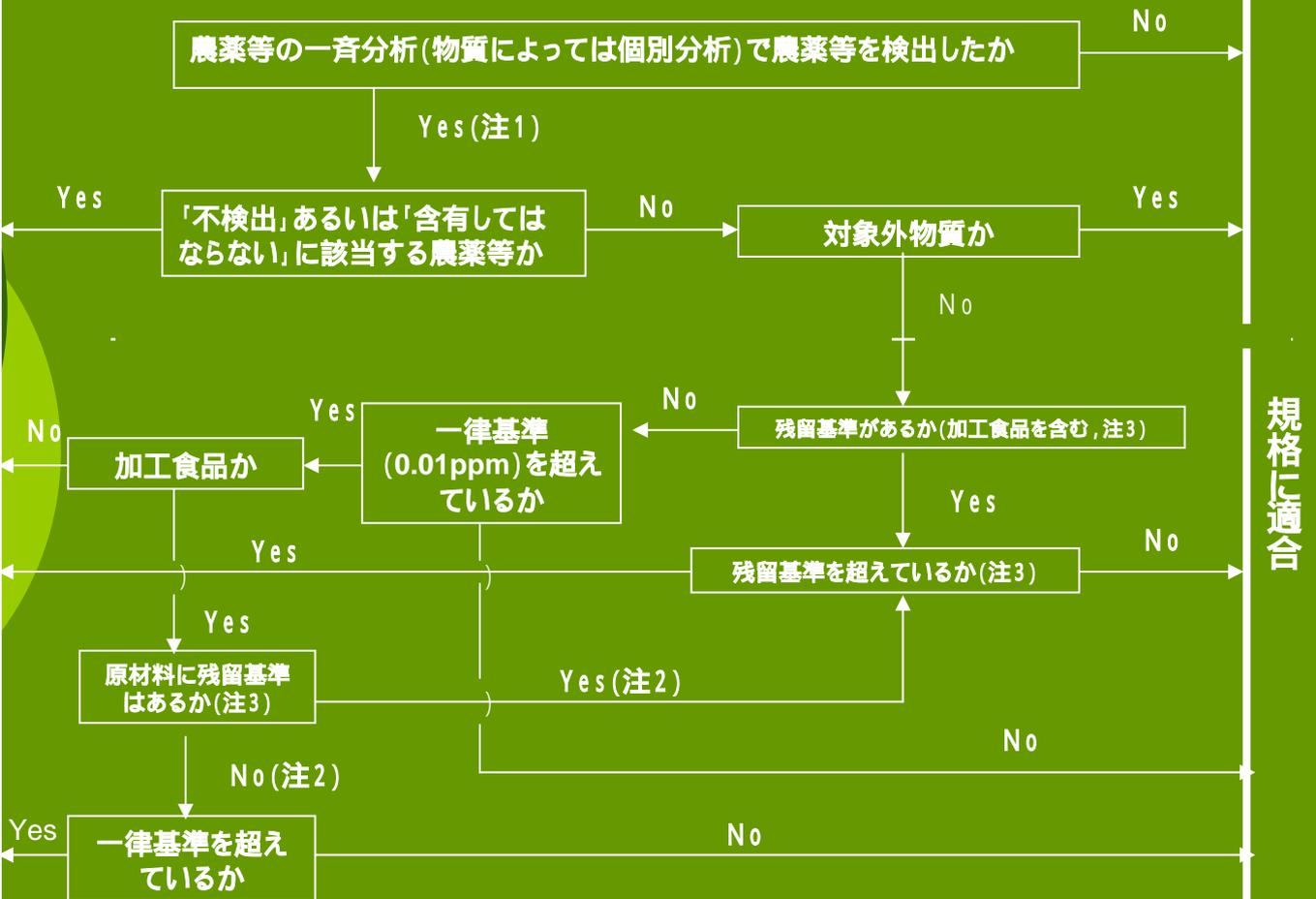
コミュニケーション

外部コミュニケーション、内部コミュニケーション

「食品衛生法に適合した原材料」であることについて、常に情報の共
有化を図ることが重要です。

残留農薬等を分析した際の食品規格適合判定デシジョンツリー

規格に
不適合



規格に
適合

(注1) 通知等で示す分析法によるもの以外は、分析法が同等以上の性能を有しているか確認しなければならない。

(注2) 原材料について分析成績を求めるものではなく、使用割合や濃縮率などから、原材料での残留が基準を超えることがあるか推定する。

(注3) 一律基準は除く。

残留基準を越える農薬等が検出された場合 の対応について

関連通知

- 農林水産省消費・安全局 厚生労働省食品安全部
 - ・2006年5月31日 新たな残留基準(ポジティブリスト制度)関連Q & A (未定稿)
- 厚生労働省
 - ・2006年3月31日 ポジティブリスト制度について Q & A
 - ・2006年5月29日 食品に残留する農薬等の監視指導に係わる留意事項について

農作物



農林水産省消費・安全局
厚生労働省食品安全部

・2006年5月31日 新たな残留基準(ポジティブリスト制度)関連Q & A(未定稿)
<http://www.maff.go.jp/nouyaku/>

「問2」

新たな残留基準制度（ポジティブリスト制度）の施行後も、これまでどおり、**農薬使用基準を守って農薬を使用すれば、その農薬の対象作物については、残留農薬基準を超えることはありません。**

ただし、隣接する農作物への**飛散（ドリフト）をできるだけ少なくするよう、心がけることが必要です。**

残留基準を越える農薬が検出された場合 農水省問15：都道府県、産地は何をすべきか



基準を超える
農薬検出

情報

農薬種類
濃度
作物種類
産地
ロット番号
等



産地情報 収集・整理

農薬の使用状況
使用作物種類
使用時期
記帳内容
その他状況

原因？

飛散？

不適切な
農薬使用？

影響範囲？

残留基準を越える農薬が検出された場合 農水省問16:飛散が原因?

飛散?

情報収集

農薬種類
濃度
作物種類
産地での
使用状況
時期
など



判断基準*

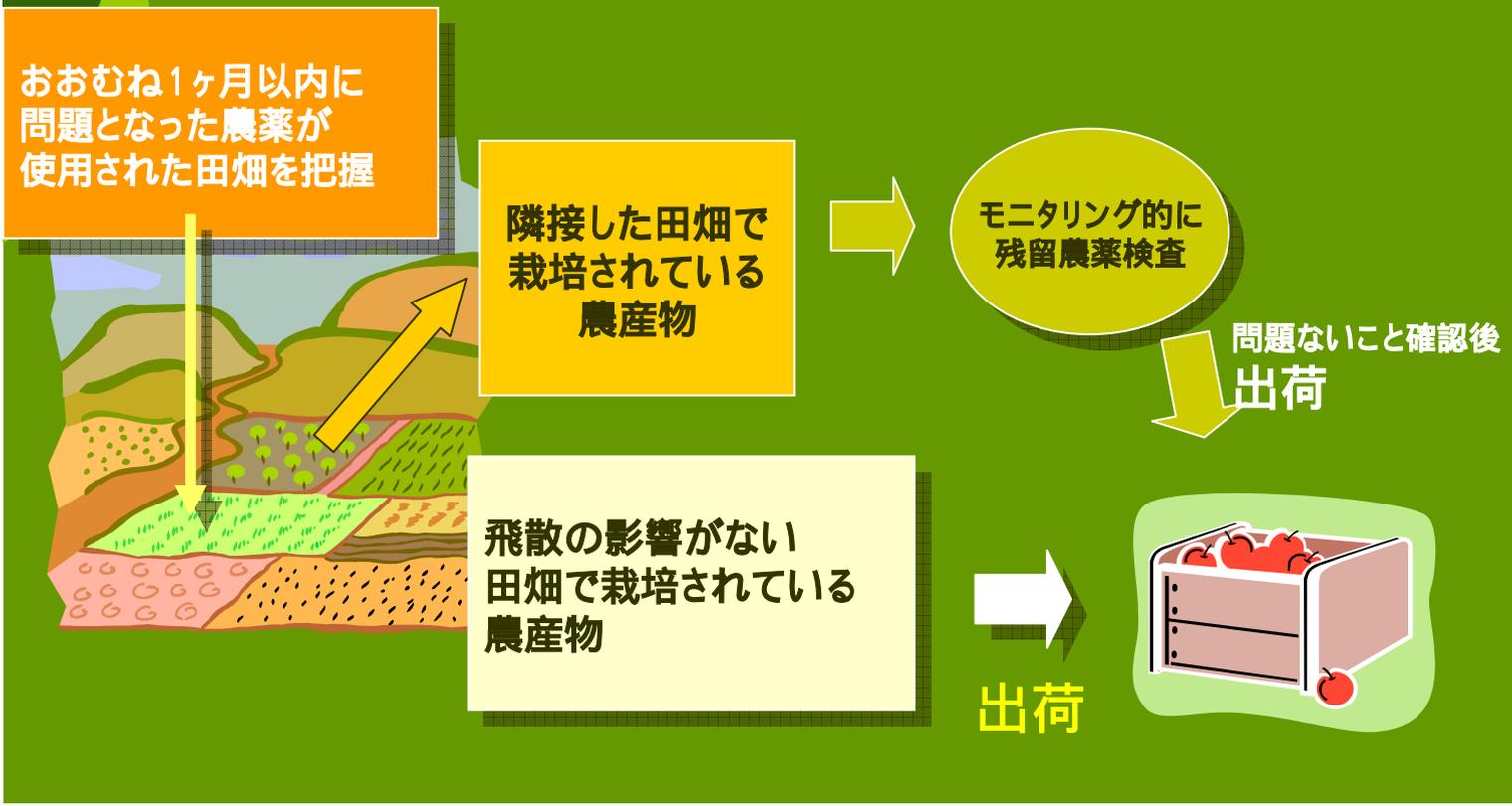
検出農薬がその作物に
適用がない
記帳内容を検証したが
その作物に使用していない
検出された農薬が
産地内で使用されていない
検出された濃度が
比較的低い水準である

*:産地の栽培状況によって異なるが、
一般的には

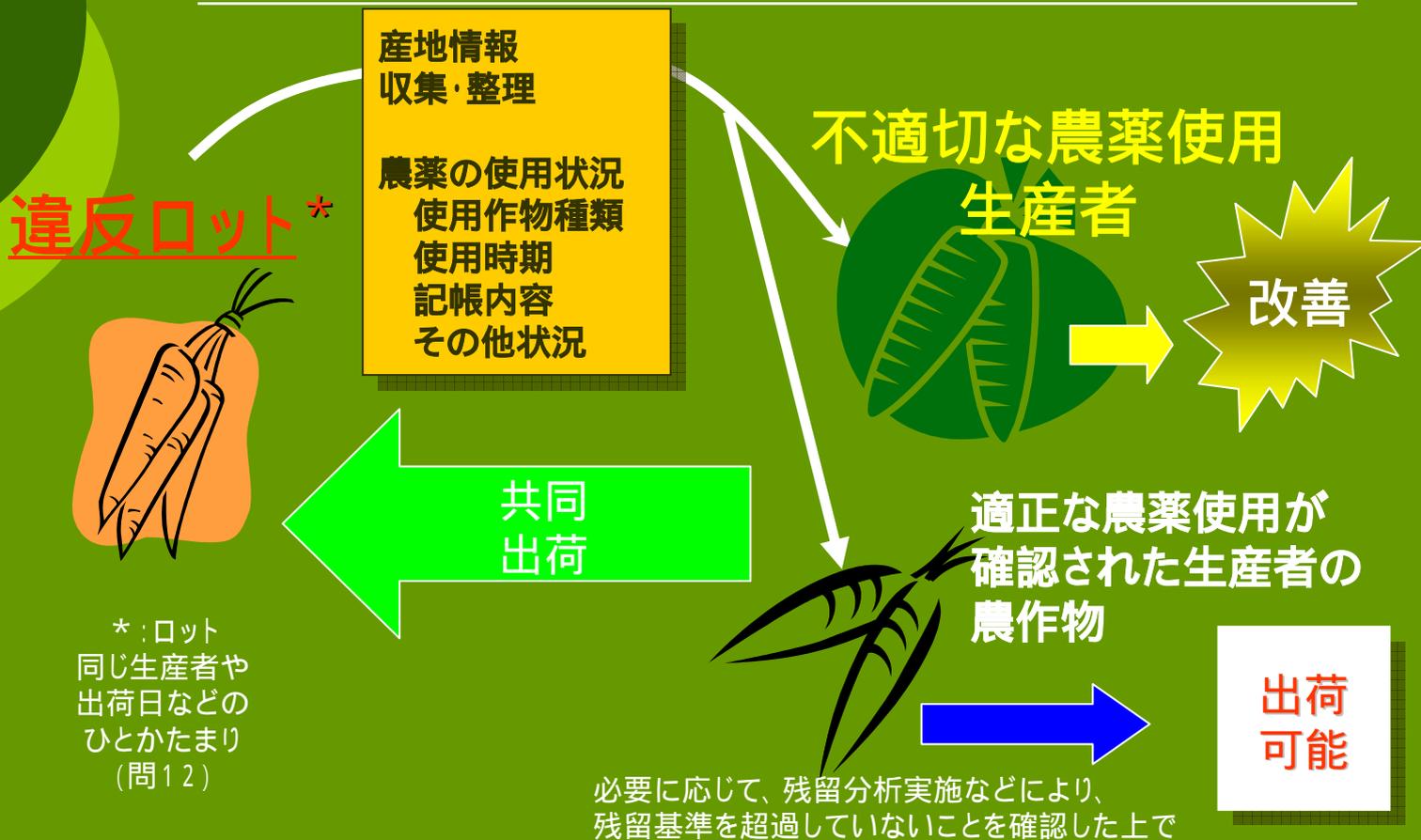
確認

飛散が
原因である
可能性が
極めて高い

残留基準を越える農薬が検出された場合 農水省問17: 飛散が原因であると考えられる場合



残留基準を越える農薬が検出された場合 農水省問18: 不適切な農薬使用が原因であると考えられる場合



加工食品



厚生労働省

・2006年3月31日 ポジティブリスト制度について Q & A

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/zanryu2/060329-1.html>

・2006年5月29日 食品に残留する農薬等の監視指導に係わる留意事項について

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/zanryu2/dl/060529-1.pdf>

注) 以降の図には「Q & A」および「留意事項」と略

「Q & A 74」

原材料である農畜産物で

残留基準を超えていることが**明らかである場合、**
当該原材料を使用して食品を**製造してはならない。**

「Q & A 76、87」

残留基準の設定ない
加工食品

注) ジュースとして基準設定が
あるものは、その基準に従う



希釈
加工工程



一律基準
越えない



一律基準値の
規制対象とならない

販売禁止などの
行政処分を行わない

基準を越えない
食品規格適合

濃縮
加工工程



一律基準
越える



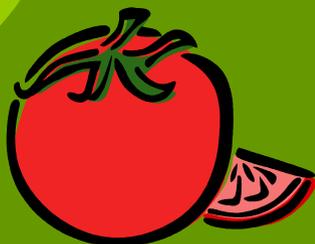
「Q & A 74」 「留意事項」

残留基準の設定ない
加工食品

注)ジュースとして基準設定が
あるものは、その基準に従う



越えない



基準を越えたもの
発見

一律基準値を越えるか？

- ・配合割合
- ・製造加工方法
- ・その他の原材料への農薬使用
など勘案し可能性を判断

販売禁止などの
行政処分を行わない



越える

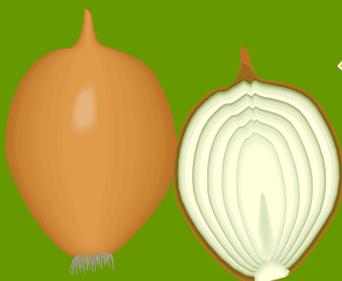


販売禁止などの
行政処分を行なう

「Q & A74」 「留意事項」

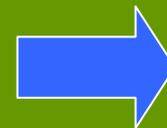
残留基準の設定ない
加工食品

野菜エキス



一律基準を
越えたもの
発見

- ・配合割合
- ・製造加工方法
- ・その他の原材料への農薬使用
など**勸案し可能性を判断**



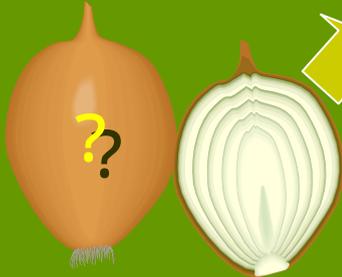
一律基準値を
越えない

販売禁止などの
行政処分を行わない

「留意事項」

食品取扱
施設の
殺虫剤
使用？

残留基準の設定ない
加工食品
野菜エキス



原因追及
再発防策



一律基準を
越えたもの
発見

範囲(ロット)特定し、
販売禁止・廃棄等
の措置

おわりに

- 本資料は、関連通知等を元に作成いたしました。
- 作成に当たり、極力原文を使用するように努めました。が、理解のために要約した用語を使用した部分もあります。
- 関係通知等の原文を精読の上、本資料をご利用ください。